

公的資金を
正しく使用するために

より良い教育研究成果をあげるために

福澤先生は『文明論之概略』の中で、「文明とは人の安楽と品位との進歩」、つまり生活水準と人間性の向上にあり、それらをもたらすのは、インテレクトすなわち智と、モラルすなわち徳の向上であるから、結局のところ「文明の進歩は世人一般の智徳の発生に関するものなり」と明快に文明を定義しています。このことは、知性と人柄の両方を磨くことの大切さを説いているともいえるでしょう。

文部科学省が2007年に策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が、2014年2月、より現実性かつ実効性のあるものとして改正されました。また、昨今では研究活動のみならず、教育活動にも多くの公的資金が使用されているため、われわれの責任はさらに重くなっています。

慶應義塾でもこれらの状況を踏まえ、不正防止のため、独自の環境整備を進めているところです。公的資金は大切な国税であり、不適切な使用があると説明責任を問われるだけでなく、個人の問題を超え、組織全体の信頼を損ねることにもなります。慶應義塾において教育研究に関わるすべての皆さんが、ガイドラインの主旨を十分に理解し、公的資金を適正かつ有効に使用することで、より良い成果をあげていただくことを期待しています。

塾長 清家 篤

公的資金とは

国、地方公共団体またはその外郭団体等から義塾に交付される資金。研究費だけでなく、教育活動に交付される資金も含め、公的資金と呼びます。

慶應義塾研究倫理要綱

近年、研究者の研究領域はますます学際性や国際性を増し、また大学や研究機関では国内外を問わない研究連携が活発化しつつある。周囲との関わり方がこれまでにない複雑さを伴って拡大する中、研究に従事する者は、従前にも増して、自らの研究活動がその諸過程において、社会・生命・環境に対し直接間接に及ぼす影響の大きさを改めて認識する必要がある。このような認識のもと、学塾である慶應義塾は、研究者の独立と真理を探究する姿勢を尊重しつつ、社会における協生を重視し、ここに研究者の倫理要綱を定める。

1. 研究の意義

義塾において研究に従事する者は、真理を追究する実学の伝統を重んじ、先進的な研究に挑戦して新たな知識と価値を創造し、研究成果が人類や社会の発展に寄与するように努めなければならない。

2. 研究対象への配慮

義塾において研究に従事する者は、研究が人間や生物・自然を傷つけることがあることを念頭に置き、すべての研究参加者の人権と実験動物の福祉に対して十分に配慮し、人類や社会の安全と自然環境の保全に努めなければならない。

3. 研究活動の公正性・透明性の確保

義塾において研究に従事する者は、研究活動の科学的・倫理的妥当性をつねに吟味し、その諸過程において公正性・透明性を重視するとともに、規範に則った管財をなし、説明責任を果たさなければならない。

4. 研究に関わる者の尊重

義塾において研究に従事する者は、ともに研究に関わるすべての者の権利を尊重し、公平で差別や搾取のない研究を遂行しなければならない。

5. 研究交流の促進

義塾において研究に従事する者は、研究活動の諸過程において、独立して孤立せず、世界の研究者や学生との自由で開かれた交流や協力に努めなければならない。

慶應義塾研究倫理要綱 解説

はじめに

研究者を取り巻く環境は、大きくかつ複雑に変化してきています。そのような中であって、研究に従事する者は、研究上認識すべき諸事項を改めて共有する必要があります。義塾では、国内外の動きを踏まえ、義塾において研究に従事する方々の研究上の拠り所となる全塾的な規範として、2009年3月、「慶應義塾研究倫理要綱」（以下「本要綱」と表記）を制定しました。

本要綱では、義塾において行われる研究において、その内容の如何にかかわらず、研究者が研究活動上共通して守るべきことを簡潔な文章で全般的に述べています。研究者が実際に研究を進めるにあたっては、対象や手法など様々な面で法令その他による規制を受けることがあります。たとえば、放射性物質を扱う場合には、使用する者の資格や保管・使用場所・廃棄などを定める国のルールがあります。研究者は、個々の研究にあたり従わなければならない法令やガイドラインを熟知し、それに則って研究を遂行しなければなりません。

義塾の内外には、種々の観点から作成された法令、ガイドライン、規程の類が、様々な分野において多数存在します。そのような中、本要綱は、義塾において研究に従事する者が参照すべき基本となる行動規範として作成されています。この解説では、本要綱で述べられた短い言葉の意味するところや、わかりにくいと思われる箇所を中心に解説していますので、本要綱を理解する一助としてご一読ください。

本要綱における「義塾において研究に従事する者」とは

本要綱を構成する各項目の文章において、主語となっている「義塾において研究に従事する者」とは、教員・職員・研究員などの職種やそれらの専任・有期、常勤・非常勤にかかわらず、また慶應義塾からの給与の直接的な受給の有無を問わず、慶應義塾において研究活動に従事するすべての者をいい、前文では単に「研究者」と称しています。

なお、学生が研究に従事する場合、指導教員が最終的な責任を負うのは当然ですが、そのような学生にも、ここに書かれているようなことを踏まえて研究に取り組むことが求められます。

本要綱における章立て

本要綱は、研究を進める過程に即して、まず「意義ある研究とはどのような研究であるべきか」から始まり、続いて研究対象、研究活動とその活動を進める過程でそれに関わる人々に関するもの、そして最後に研究の結果得られた成果について、それぞれ項目を設けて説明しています。以下に、本要綱の各項目に即して趣旨を解説します。

1. 研究の意義

研究活動とは、(1)課題の提起とその解決・解明のために仮説を構築する過程、(2)この仮説の正当性や妥当性を実証ないしは論証するための解析や分析あるいは調査や実験を行う過程、(3)これらの行為によって得られた結果に対する考察に基づく仮説の真偽判定や、さらなる未解明な部分の抽出、およびそれらのすべてを発表する過程に大別することができます。これら3つの過程はそれぞれさらに部分的な過程に細分化されますが、そうした研究活動の過程においては、つねにその「新規性・独自性」の追求が自明の目的とされます。すなわち提起する課題は先行研究において未解明なものでなければならず、またその課題に関して得られた知見も新しいものでなければならず、かつこれらの「新規性・独自性」を、さらに「独自の表現」によって他者から認めてもらわねばなりません。第1項はそうした研究の意義を再確認し、それに対する研究者のあるべき姿勢を明文化したものです。

福澤諭吉は、「事実を押さえ、この事実や実際の物に従って、具体的な道理を求めて、現実の問題に適用すること」を「実学」^(注1)と称しています。すなわち、原理・原則・法則の理解や経験・実験に基づく「サイエンス(Science)」^(注2)に、当時の日本における学問の中心であった儒学や漢学と対比させて、「実学」の語を用いています。第1項の「研究の意義」では、このような「サイエンス」の訳語としての「実学」を示唆するために、「実学」という用語に「真理を追究する」をあえて修飾させています。

2. 研究対象への配慮

「研究対象」という言葉が示すものは、大きく2つに分けられます。研究の中には、被験者として人に参加してもらわなければ行えないものがあります。また、動物を実験に用いざるをえないものもあります。研究に参加する人や使用される動物が、研究の遂行において研究者によってまず第1に配慮されるべき対象です。アンケートに要する時間の負担から臨床試験における侵襲まで、程度の差はありますが、ほとんどの場合に負荷、時には害が伴います。具体的には、危害の減少と安全の確保、インフォームド・コンセント、個人情報の保護など、「研究参加者の人権」への配慮が求められます。また、「実験動物の福祉」を図るためには、代替法の利用、使用動物数の削減、苦痛の軽減を検討する必要があります。

研究の遂行が、そうした直接の対象のほか、周囲に対して意図せざる影響を結果的ないしは間接的に及ぼし、さらにそのうえに危害を加えることもないとは言えません。研究者によって配慮されるべき第2の対象がこの「周囲」です。端的な例としては、有害な物質や生物の研究施設外への流出といったことが挙げられます。「人類や社会の安全」と「自然環境の保全」を損なうことのないよう、研究者は慎重に計画を立て、必要な措置を講じなければなりません。

注1 『学問のすゝめ』において「一科一学も実事を押え、その事に就きその物に従い、近く物事の道理を求めて今日の用を達すべきなり。右は人間普通の実学にて」等の記述がある。

注2 福澤諭吉は『慶應義塾紀事』において「実学」に「サイヤンス」とルビをふっている。ここでは、現代仮名表記を取っている。

3. 研究活動の公正性・透明性の確保

私たちが研究を行う際には、社会に対する影響を様々な角度から検討しつつ実行する必要があります。研究の内容や結果についての責任を個々の研究者が負うことは当然ですが、論述した内容および結論に至る過程についても説明する責任が問われます。第3項は研究活動の過程において負うべき社会的責任に関する指針を定めたものです。

研究活動に伴う社会的責任といっても、それぞれの学問領域や社会的・歴史的背景、また個々の研究者の姿勢により、その責任の負い方は多様と言えます。さらにまた、研究者は、研究活動の過程あるいはその結果の発表において、意図的ではないにせよ様々な過ちをおかし、それが社会に多大な影響を及ぼす場合があります。こうした事態に対して可能な限り対応することが「説明責任(accountability)」です。研究者の説明責任とは、研究活動の過程において確保すべき注意事項と、研究の結果が社会にもたらす影響について、社会一般に納得してもらえるような説明をする義務のことをいいます。

「公正性・透明性」や「科学的・倫理的妥当性」といった言葉は、それ自体が議論的になりますが、多様な見解を認めつつも学問としての言説の中心に合理性と倫理性をおき、また誰に対しても公平であり、わかりやすい言葉で説明することを求めています。

なお、「規範に則った管財」とは、研究資金の管理や用途を含めてどのような経過で資材を管理したかを説明することができるようにしておく義務を意味しています。研究のための資金は、外部組織とくに公的な機関からの補助によるものが多くなり、その額も相対的に大きくなってきており、また、義塾の組織そのものの公的な立場を考慮すれば、その資金の管理や用途に関わる「公正性・透明性」や「説明責任」がとくに要求されることがあります。そこでこのことを強調するために、「規範に則った管財をなし」という一文をあえて挿入してあります。説明責任とは、研究者に求められている研究過程に関する情報開示義務であるともいえます。

4. 研究に関わる者の尊重

ここでいう「ともに研究に関わるすべての者」とは、第2項の研究の対象となる研究参加者ではなく、研究に従事する者をはじめとして、たとえば研究機器の操作や保守あるいは実験動物の飼育管理などにおいて、研究遂行を助ける研究補助者などまでも含む、研究を遂行する側の立場で研究に関わる者すべてをいいます。これに該当する人々の間では、論文などの執筆物の著作権、研究成果の発表に当たっての貢献の評価、研究の成果としての特許に関わる権利など、様々な権利について互いに尊重し合い、フェアな立場で研究を進めることが求められます。

5. 研究交流の促進

近年、研究活動が細分化し、一人の研究者がすべてをカバーすることが難しい状況が生じています。また、地球規模で取り組まなければならない課題事項も多くなり、電子媒体の普及と通信手段の発展を通して研究の内容や成果の伝達や波及が地球規模で広域化する中で、研究者は、国内外を問わない交流により広く情報交換することで、切磋琢磨することが求められています。福澤諭吉は、「独立自尊」の精神のもとに「人間交際」^(注3)の重要性についても強調しています。ともすれば孤立していわゆる象牙の塔にこもりがちな研究者に対し、「独立して孤立せず」^(注4)という言葉は大きな警鐘であると同時に、こうした交流を進めることが、学生も含めた大学全体に求められています。第5項は世界に開かれた研究の場としての慶應義塾のあり方を定めた項目です。

注3 『西洋事情外編』、『文明論之概略』、『男女交際論』等において繰り返し登場する言葉である。

注4 「明治十二年一月廿五日慶應義塾新年発会之記」(福澤諭吉の明治12年の新年会における演説の筆記)に記されている。

公的資金に関わるすべての人へ

公的資金が国民の税金を原資としていることを理解した上で、慶應義塾研究倫理要綱に則り、下記事項を遵守してください。

- ① 義塾および配分機関の規則等を遵守すること
- ② 不正を行わないこと
- ③ 規則等に違反して不正を行った場合、義塾や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

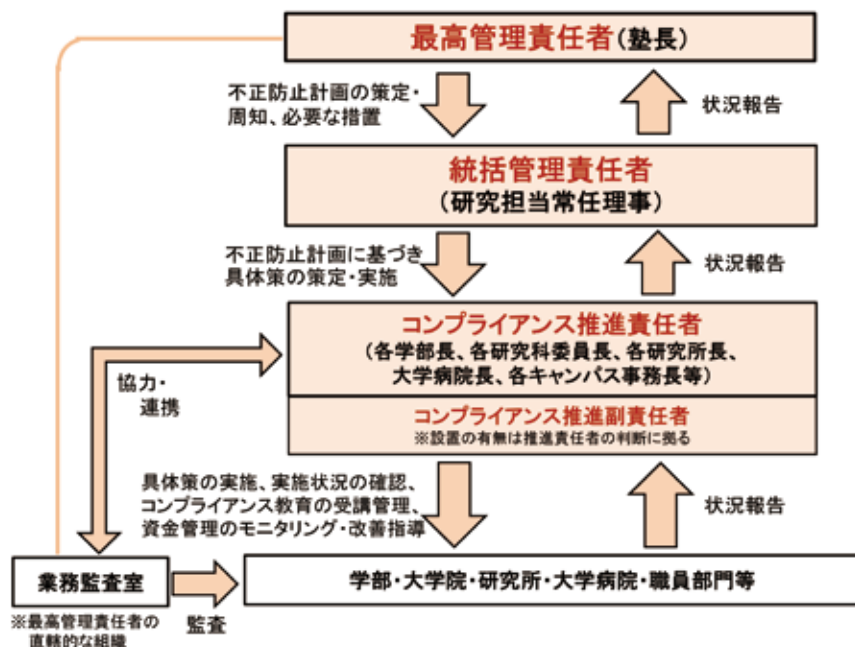
公的資金の不正使用とは

公的資金の不正使用は、個人へのペナルティだけでなく、大学の信用失墜を招きます。「不正は絶対にしない」という強い意志を持ち、そのことを常に忘れないでください。

代表的な禁止事項

預け金	架空取引により公的資金から支払った代金を、取引会社等に預けて管理させること
カラ出張	実態の伴わない出張旅費を、公的資金から支払わせること
カラ謝金	実態の伴わない作業謝金を、公的資金から支払わせること

義塾の公的資金運営・管理体制



コンプライアンス教育と誓約書

義塾は、**公的資金の運営・管理に関わるすべての人**を対象に、義塾の不正対策の方針やルール等に関する**コンプライアンス教育**を実施し、**受講状況や理解度の把握**に努めます。

また、コンプライアンスの義務に対する理解や意識向上のため、**誓約書の提出**を求めます。

※誓約書提出を、公的資金に係る補助金等の申請の要件とします。

※誓約書未提出の場合は、公的資金の運営・管理に関わるできません。

(※については、平成27年4月1日より適用。)

告発や調査等に関する規程の整備および運用の透明化

義塾内外からの告発等申し立て窓口を設置し、その仕組みを公表しています。

また、不正に係る調査の体制・手続き等を示した規程を定め、告発の取扱い、調査委員会の設置および調査等について、明らかにしています。

なお、不正と認定された場合、合理的理由がない限り、**少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、義塾が行った措置の内容等を公表**します。

公的資金不正使用の実例とペナルティ

(文部科学省：競争的資金の不正な使用に関して返還命令及び応募制限措置を行った事例)

預け金

A大学：平成15年度科研費において、消耗品購入として架空発注を行い、業者に預け金を管理させ、必要に応じて研究用物品類の購入に充てていた。

⇒平成20年度に発覚、返還命令81万円、応募資格停止4年…1名

B大学：平成22年度科研費において、立替払い請求を行う際、領収書の使い回しや購入実体のない領収書を捏造し、大学に対して図書を購入した旨の虚偽の報告を行い、同大学から補助金を支出させ、預け金としていた。

⇒平成24年度に発覚、返還命令4万円、厳重注意…1名

カラ出張

C大学：平成21年度及び22年度科研費において、同大学に実体の伴わない虚偽の出張計画を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。

⇒平成24年度に発覚、返還命令12万円、応募資格停止1年…1名

カラ謝金

D大学：平成9～11年度科研費において、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自ら管理し、学生の学会参加費などに使用していた。

⇒平成21年度に発覚、返還命令104万円、応募資格停止4年…1名

目的外使用

E大学：平成17年度科研費において、海外渡航に係る旅費の中に、研究出張とはみない用務が含まれていた。

⇒平成20年度に発覚、返還命令39万円、応募資格停止5年…1名



その他

F大学：平成16年度21世紀COEプログラムにおいて、研究拠点形成活動の一環として刊行物のCD-ROM化を業者に発注したが、当該作業の多くの部分を発注業者から自らが請け負うという不適切な経理処理により、結果的に資金を還流させていた。

➡平成19年度に発覚、返還命令92万円、応募資格停止5年…1名

G大学：平成15年度科研費において、学内規程により原則として支払えないとされていたビジネスクラス航空運賃を捻出するため、エコノミークラス航空運賃との差額分等について、消耗品を購入したように架空の請求書を作成するよう業者に命じ、これを大学に請求して不正に受領していた。また、私的目的で購入した書籍代や研究に直接関係のない物品の購入代金を、立替払い金として大学に請求していた。

➡平成19年度に発覚、返還命令47万円、応募資格停止5年…2名



◆ペナルティについて(科研費の例)

※平成25年度から下記のように厳しくなっています。

- ①私的流用を行なった者に対する応募資格制限：5年➡10年
- ②私的流用以外の不正行為を行なった者に対する応募資格制限：2～4年➡1～5年
- ③善管注意義務に違反して使用を行なった者に対する応募資格制限：新設、最長2年

◆公的資金の柔軟な対応について(科研費の例)

科学研究費補助金事業は、単年度会計主義、繰越や費目間流用制限、制度間で異なるルール之差などについて、柔軟かつ効率的に執行できるよう、使い勝手の良いものになりつつあります。

基金化や繰越制度・前倒し制度など、制度の特性を利用して、効率的に使うようにしてください。年度末になってお金が余っているからと無理に使ったり、来年度の教育研究のため、余剰資金を使ったこととして取っておくこと等はやめましょう。

また、進捗状況等により、資金が余った場合は、必ず返還してください。返還することで今後の採択率が下がる等の不利益はありません。

詳細は、各キャンパス学術研究支援課(次頁記載)にお問い合わせください。

問合せ先・通報窓口・関連規程等

問合せ先

学術研究支援部学術研究支援三田担当 三田キャンパス研究室棟地下1階	03-5427-1756
日吉学術研究支援課 日吉キャンパス来住舎1階 協生館2階	045-566-1100 045-564-2512
理工学部学術研究支援課 矢上キャンパス創想館3階	045-566-1470
信濃町学術研究支援課 信濃町キャンパス総合医科学研究棟1階	03-5363-3879
湘南藤沢事務室学術研究支援担当 湘南藤沢キャンパス ^{タフ} 7館1階	0466-49-3436
芝共立学術研究支援課 芝共立キャンパス3号館2階	03-5400-2653
新川崎先端研究教育連携スクエア事務室	044-580-1580
鶴岡先端研究教育連携スクエア事務室	0235-29-0800
学術研究支援部学術研究支援公的資金担当 三田キャンパス南別館4階	03-5427-1776

通報窓口(申し立て窓口)

- ① 郵送による：東京都港区三田2-15-45 慶應義塾総務部内
「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」係 宛
- ② WEBによる：
<https://wwwdc01.adst.keio.ac.jp/kj/somu/kenkyufusei/index.html>

関連規程等 主なものはWEBに掲載しています <http://www.rcp.keio.ac.jp/guideline/>

- ① 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
 - ② 慶應義塾研究倫理要綱
 - ③ 公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン
 - ④ 研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン
 - ⑤ 慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン
 - ⑥ 「慶應義塾の研究活動に関する申し立て窓口」の運用について
 - ⑦ 公的資金の運営・管理体制に関する規則
 - ⑧ 公的資金の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する規則
 - ⑨ 公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則
 - ⑩ 慶應義塾における公的研究費に関する不正防止計画
- ◆ 公的資金マニュアル URL▶ <http://www.rcp.keio.ac.jp/ora/others/tokutei/rules/index.html>

